## 第28号議案

蒲郡市農業者支援交付金条例の制定について

蒲郡市農業者支援交付金条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市農業者支援交付金条例

別紙のとおり

## 提案理由

農業用償却資産を所有する農業者等に交付金を交付することにより、農業経営の 安定を図り、本市の農業の継続的な発展に資するため提案する。

## 蒲郡市農業者支援交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、本市において盛んな施設栽培用の設備を始めとする農業用償 却資産を所有する農業者等を支援するため、蒲郡市農業者支援交付金(以下「交 付金」という。)を交付することにより、農業経営の安定を図り、もって本市の農 業の継続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「農業者等」とは、市内において農業を営む個人及び法 人をいう。
- 2 この条例において「農業用償却資産」とは、地方税法(昭和25年法律第22 6号)第341条第4号に規定する償却資産で農業の用に供するものをいう。 (交付金の交付対象者)
- 第3条 交付金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、 農業用償却資産を所有し、又は所有していた農業者等であって、当該農業用償却 資産に係る地方税法第383条に規定する事項を令和2年1月31日までに市長 に申告し、当該農業用償却資産に係る平成27年度から令和元年度までの各年度 分の固定資産税の全額を令和2年3月31日までに納付したものとする。ただし、 次に掲げる者を除く。
  - (1) 市税等を滞納している者
  - (2) その他市長が適当でないと認める者
- 2 前項に定めるもののほか、既に農業用償却資産に係る地方税法第383条に規定する事項を市長に申告し、当該農業用償却資産に係る平成27年度から令和元年度までの各年度分の固定資産税の全額を納付した者(前項各号に該当する者を除く。)も、交付対象者とする。

(交付金の額)

- 第4条 交付金の額は、農業用償却資産に対して市が課し、かつ、納付された平成 27年度から平成30年度までの各年度分の固定資産税相当額の合計額とする。 (交付金の交付申請)
- 第5条 交付金の交付を受けようとする農業者等は、令和2年9月30日までに市 長に申請しなければならない。

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、 適当と認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、交付金の交付決定後、農業者等が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、当該交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の 全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 交付対象者に該当しないことが明らかになったとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付を不適当と認めるとき。 (報告及び検査等)
- 第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、交付金の交付決定を受けた農業者等に対し必要な報告をさせ、又は担当職員に農業用償却資産が所在する場所若しくは農業者等の事務所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、 これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (この条例の失効)
- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、第6条の交付決定を受けた農業者等に係る第7条及 び第8条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。